

吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例 を制定し「令和3年4月1日」から施行します。

- 1) 届出の対象となる設備は合計が10kW以上のものです。
※建築物の屋根等に設置するものを除きます。
- 2) 届出の前に、事前協議を提出し、町と計画について協議する必要があります。
- 3) 届出は、町との事前協議及び近隣住民等への説明の上、工事着手の60日前までに行う必要があります。
- 4) 施行日以前に設置したものについても、維持管理・廃止・指導等の適用になります。

吉見町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の概要

1. 目的（条例第1条）

太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と町の環境の保全に寄与することを目的とします。

2. 事業者の責務（条例第5条）

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、雨水等による災害の防止、生活環境等に十分配慮するとともに、地域貢献などにより近隣住民と良好な関係を保たなければなりません。事故や苦情等が生じたときは、その解決にあたらなければなりません。また、適正な維持管理及び撤去等に要する費用等を確保しなければなりません。

3. 抑制区域（条例第7条、施行規則第2条）

災害の防止、自然環境等の保全のために、事業の実施に配慮が必要と認められる区域を定めています。

4. 事前協議（条例第8条）

事業計画届出の前に、具体的な計画図書を添付し、町と事前に協議することが必要です。その際、町は必要な指導又は助言を行うことができます。

5. 近隣住民等への説明（条例第9条）

事業計画届出の前に、近隣住民等に対し説明会を開催するなど周知について必要な措置を講じなければなりません。また、届出の際には説明結果を報告しなければなりません。

6. 届出（条例第10条）

工事着手の60日前までに、説明会等の記録、必要図書等を添付して事業計画届出書を提出しなければなりません。

7. 適正な設置及び維持管理（条例第11条、施行規則第6条）

設置工事だけでなく、事業を実施する間においても、生活環境等を保全するような措置、維持管理を行わなければなりません。

8. 工事完了等の届出（条例第12条）

届出に係る設置工事の完了から20日以内にその旨を届け出なければなりません。工事を中止したときも同様です。

9. 廃止の届出（条例第13条）

設備を廃止しようとする日から30日前までにその旨を届け出なければなりません。廃止にあたっては解体、撤去等の措置を速やかに講じ、措置完了後、30日以内に届け出なければなりません。

10. 地位の承継（条例第14条）

事業譲渡又は相続等でその地位を承継した者は、承継から10日以内にその旨を届け出なければなりません。

11. 事業者が所在不明になった場合等（条例第15条）

土地所有者等は事業者が所在不明になった場合等においては、土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わって必要な措置を講じなければなりません。

12. 指導、助言及び勧告（条例第18条）

必要に応じて、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。条例の規定に違反する場合は、勧告することができます。

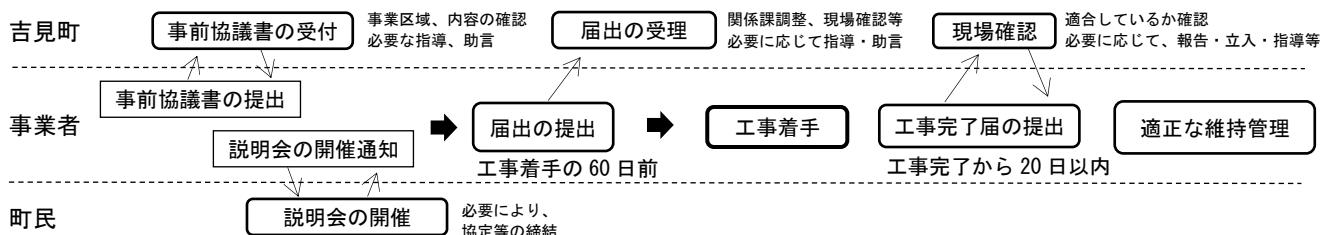
13. 公表（条例第19条）

事業者が勧告に従わない場合、事業者の氏名等を公表することができます。

14. 附則

施行日以前に太陽光発電設備を設置した事業者についても、維持管理、廃止、指導等の規定は適用することになります。

手続きの流れ



その他

太陽光発電設備の設置にあたっては、当条例のほか、関係法令や国が策定したガイドラインの規定に沿った、工事、維持管理、廃止を行うようご注意ください。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)
- ・事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)：資源エネルギー庁
- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン：環境省
- ・太陽光発電システム保守点検ガイドライン：一般社団法人太陽光発電協会



届出の提出窓口及び相談窓口

吉見町環境課 環境衛生係

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411

TEL:0493-63-5017 (直通) FAX:0493-54-4970

E-mail:y-9022@town.yoshimi.saitama.jp